



第一百八十二号) 又は「を」又は「旧未復員者給与法(昭和二十一年法律)

第一百八十二号)、この法律若しくは」に改める。

第十五条の二中「第七条第三項又は第四項の規定による」を削る。

「第二節 戦没者遺族等に対する援護」を「第二節 遺族年金及び遺族給与金の支給」に改める。

「第二節 戰没者遺族等に対する援護」を「第二節 遺族年金及び

遺族給与金の支給」に改める。

のは「千八百円」と読み替えるものとする。

第三十二条の三を第三十二条の四とし、第三十二条の二を第三十二条の三とし、第三十二条の次に次の二条を加える。

(遺族年金と扶助料との調整)

第三十二条の二 遺族年金を受けける権利を有する者が、当該死亡した者の死亡に関し、他の法令

により軍属とみなされる者を含む。」を「若しくは軍人軍属であつた者は准軍属若しくは準軍属であつた者」に改める。

第三十二条の三を第三十二条の四とし、第三十二条の二を第三十二条の三とし、第三十二条の次に次の二条を加える。

(船員保険法及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)を除く。)

により、同一の事由による恩給法第七十五条第一項第一号から第三号までに掲げる額の扶助料

第三号までに掲げる額の扶助料

あつた者」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第三十七条第一項中「第五項」を「第四項」に改める。

第三十八条の二中「第三十二条の三」を「第三十二条の四」に、「又は軍人軍属であつた者(第三十四条第四項から第六項までの規定により軍属とみなされる者を含む。)を「若しくは軍人軍属であつた者は准軍属若しくは準軍属であつた者」に改める。

第三十九条の二 次に掲げる遺族に

第一章に次の二節を加える。

(遺族一時金の支給)

第三十九条の二 次に掲げる遺族には、遺族一時金を支給する。

一 昭和十二年七月七日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該在職期間内又はその経過後一年(厚生大臣の指定する疾病により死亡した者については六年)以内に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族。ただし、重大な過失によって公務上負傷し、又は疾病にかかる者の遺族及び当該公務上の負傷又は疾病のみにより死したことが明らかである者の遺族を除く。

第三十九条の三 遺族一時金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における第二十四条第一項に規定する配偶者、子、父、母、孫、祖父、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母で、死亡した者の死亡の当時の国籍を有し、かつその者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものとする。

2 第二十四条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(遺族の範囲)

第三十九条の三 遺族一時金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の日以後昭和三十九年十月一日以前に、第三十二条第二号、第三号及び第五号から第七号までのいずれかに該当したときは、遺族一時金を支給しない。

第三十九条の六 第三十九条の三第一項に規定する配偶者、子、父、母、孫、祖父、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母で、死亡した者の死亡の日以後昭和三十九年十月一日(死亡した者の死の日のいづれかに該当したときは、遺族一時金を支給しない)月一日前に、第三十二条第二号、第三号及び第五号から第七号までのいずれかに該当したときは、遺族一時金を支給しない。

禁錮以上の刑に処せられ、昭和三十九年十月一日(死亡した者の死の日のいづれかに該当したときは、遺族一時金を支給しない)月一日前に、第三十二条第二号、第三号及び第五号から第七号までのいずれかに該当したときは、遺族一時金を支給しない。

第三十九条の七 第三十九条の七第一項の規定により、その執行を終わり、又は執行を受けること

がなくなるまでの遺族(刑の執行猶予の言渡しを受けた遺族を除く。)には、遺族一時金を支給しない。

(準用規定)

第三十九条の七 第三十九条の七第一項の規定により、その執行を終わり、又は執行を受けること

がなくなるまでの遺族(刑の執行猶予の言渡しを受けた遺族を除く。)には、遺族一時金を支給しない。

第三十九条の四 遺族一時金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、

子、父母、孫、祖父母、入夫婚姻による妻の父母の順序による。ただし、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母を先にし実父母を後にし、祖父母を先にし

により死亡した者については、三年)以内に死亡した軍人軍属。

又は軍人軍属であつた者の遺族。ただし、故意若しくは重大な過失による負傷若しくは疾病又は当該在職経過後に発した負傷若しくは疾病のみにより死亡したことが明らかである者の遺族を除く。

又は当該在職経過後に発した負傷若しくは疾病のみにより死亡したことが明らかな者の遺族を除く。

実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

第三十六条第二項の規定は、前項の規定により遺族一時金を受けるべき順位にある遺族が生死不明である場合に準用する。この場合はにおいて、同項中「甲慰金」とあるのは「遺族一時金」と、「昭和二十一四年四月」とあるのは「昭和三十九年十月」と読み替えるものとする。

第三十七条第一項中「甲慰金」とあるのは「遺族一時金」と、「昭和二十一四年四月」とあるのは「昭和三十九年十月」と読み替えるものとする。

第三十八条の二中「第三十二条の三」を「第三十二条の四」に、「又は軍人軍属であつた者(第三十四条第四項から第六項までの規定により軍属とみなされる者を含む。)を「若しくは軍人軍属であつた者は准軍属若しくは准軍属であつた者」に改める。

第三十九条の二 次に掲げる遺族に

第一章に次の二節を加える。

(遺族一時金の支給)

第三十九条の二 次に掲げる遺族には、遺族一時金を支給する。

一 昭和十二年七月七日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該在職期間内又はその経過後一年(厚生大臣の指定する疾病により死亡した者については六年)以内に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族。ただし、重大な過失によって公務上負傷し、又は疾病にかかる者の遺族及び当該公務上の負傷又は疾病のみにより死したことが明らかな者の遺族を除く。

第三十九条の三 遺族一時金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における第二十四条第一項に規定する配偶者、子、父、母、孫、祖父、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母で、死亡した者の死亡の日以後昭和三十九年十月一日以前に、第三十二条第二号、第三号及び第五号から第七号までのいずれかに該当したときは、遺族一時金を支給しない。

第三十九条の六 第三十九条の三第一項に規定する配偶者、子、父、母、孫、祖父、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母で、死亡した者の死亡の日以後昭和三十九年十月一日(死亡した者の死の日のいづれかに該当したときは、遺族一時金を支給しない)月一日前に、第三十二条第二号、第三号及び第五号から第七号までのいずれかに該当したときは、遺族一時金を支給しない。

第三十九条の七 第三十九条の七第一項の規定により、その執行を終わり、又は執行を受けること

がなくなるまでの遺族(刑の執行猶予の言渡しを受けた遺族を除く。)には、遺族一時金を支給しない。

第三十九条の四 遺族一時金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、

子、父母、孫、祖父母、入夫婚姻による妻の父母の順序による。ただし、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母を先にし実父母を後にし、祖父母を先にし

かづつ、当該在職経過後に発した負傷若しくは疾病のみにより死亡したことが明らかな者の遺族を除く。

第三十九条の五 遺族一時金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、

子、父母、孫、祖父母、入夫婚姻による妻の父母の順序による。ただし、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母を先にし

かづつ、当該在職経過後に発した負傷若しくは疾病のみにより死亡したことが明らかな者の遺族を除く。

第三十九条の六 遺族一時金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、

子、父母、孫、祖父母、入夫婚姻による妻の父母の順序による。ただし、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母を先にし

第四十三条中「及び遺族給与金」の下に「(以下この条において「障害年金」という。)」を加える。

第四十五条から第四十七条までの規定中「又は弔慰金」を「弔慰金又は遺族一時金」に改める。

第四十八条第二項中「及び弔慰金」を「弔慰金及び遺族一時金」に改めを、「弔慰金及び遺族一時金」に改める。

第四十九条第一項中「及び遺族給与金」を「弔慰金」に改める。第四十九条の二中「又は弔慰金」を「弔慰金又は遺族一時金」に改める。

(未帰還者留守家族等援護法の一  
部改正)

第一条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「五千円」を

〔旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正〕  
〔十六条第一項中「五千円」を「六千円」に改める。〕  
〔旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。〕  
〔第一条第一項中「昭和二十年九月一日」を昭和二十一年三月三十日(昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員した者については、その復員の日)に改め、「疾病にかかり」の下に「(昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員するまでの間に負傷し、又は疾病にかかり、厚生大臣が在職期間内の職務に関連して負傷し、又は疾病にかかつたと同視

することを相当と認める場合を含む)」を加える。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第百十五号)の一部を次のようにより改める。

附則中第六項を削り、第七項とし、第八項を第七項とし、第九項を削り、第十項を第八項とし、第十一項から第十八項までを二項ずつ繰り上げる。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第五条 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第五項中「又は第五号」を「若しくは第五号又は第三項」に、「同項同号」を「第二項第五号又は第三項」に、「同項同号」を「第二項第五号又は第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第一号から第五号までに掲げる者は該当する者については、昭和十二年七月七日以後事変地又は戦地におけるその者の負傷又は疾病で、故意又は重大な過失によるものであることが明らかでないものは、当該各号に掲げる負傷又は疾病とみなす。

第十九条第一項中「五千円」を

〔附則第一項ただし書中「第十三項」を「第十項」に改め、附則第四

項中「附則第二十六項」を「附則第二十三項」に、「附則第二十三項」

〔附則第二十項〕に、「附則第二十項」を「附則第二十一項」に改め、附則第十三項に見出しとして「(適用

四項)」を「附則第二十一項」に改め、附則第十項の前の見出し及び同項

から附則第十二項までを削り、附則第十三項に見出しとして「(適用

三十四項までを三項ずつ繰り上げる。

2 (施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日から施行する。

2 前項の規定にかかるわらず、第二条第五条(戦傷病者特別援護法第二条の改正規定を除く)、附則第五条及び附則第八条の規定は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、公布の日が同月二日以後であるときは、公布の日から施行し、同月一日から適用する。

(遺族援護法第一条等の改正に伴う経過措置)

2 前項第一号から第五号までに掲げる者は該当する者について

は、昭和十二年七月七日以後事變地又は戦地におけるその者の負傷又は疾病で、故意又は重大な過失によるものであることが明らかでないものは、当該各号に掲げる負傷又は疾病とみなす。

第十九条第一項中「五千円」を

〔附則第一項ただし書中「第十三

合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表

の下欄に掲げる日又は月とする。

二項 第二十三条第一項(第二号を除く)及び第二项 第二十三条第一項第三号

二項 第二十五条第一項 第二项 第二十五条第一項

二項 第二十六条第一項第一号、第四号及び第六号並びに第二项 第二项 第二十六条第一項第一号、第四号及び第六号

二項 第三十八条第三号 第二项 第三十八条第三号

二項 第三十九条第二号 第二项 第三十九条第二号

二項 第三十六条第一項第一号 第二项 第三十六条第一項第一号

二項 第三十三条第一項 第二项 第三十三条第一項

二項 第二十五条第一項 第二项 第二十五条第一項

二項 第三十六条第一項 第二项 第三十六条第一項

二項 第三十八条第三号 第二项 第三十八条第三号

二項 第三十九条第二号 第二项 第三十九条第二号

二項 第三十六条第一項 第二项 第三十六条第一項

二項 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)附則第十二

項本文の規定にかかるわらず、この法律による遺族援護法第二条第一

項第一号及び第四条第二項の規定

の改正により、軍人たるによる障

害年金(恩給法(大正十二年法律第

四十八号)別表第一号ノ二に定め

二項 第二十三条第一項(第二号を除く)及び第二项 第二十三条第一項第三号	昭和二十七年四月一日	昭和二十七年三月三十日	昭和二十九年十月一日	昭和二十九年十月一日
二項 第二十五条第一項 第二项 第二项 第二十五条第一項	昭和二十七年四月一日	昭和二十七年三月三十日	昭和二十九年十月一日	昭和二十九年十月一日
二項 第三十六条第一項 第二项 第三十六条第一項	昭和二十七年四月一日	昭和二十七年三月三十日	昭和二十九年十月一日	昭和二十九年十月一日
二項 第三十八条第三号 第二项 第三十八条第三号	昭和二十七年四月一日	昭和二十七年三月三十日	昭和二十九年十月一日	昭和二十九年十月一日
二項 第三十九条第二号 第二项 第三十九条第二号	昭和二十七年四月一日	昭和二十七年三月三十日	昭和二十九年十月一日	昭和二十九年十月一日

この法律の施行の際現に遺族年

金を受ける権利を有する者に支給する遺族年金については、この法

律による改正後の遺族援護法第三十二条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## (遺族年金等の支給の特例)

第三条 軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の死亡の当时における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情があつた者を含む)。次条第二項において同じ。)のうち、旧恩給法の特例に関する件の施行の日後であるときは、その死亡の日。以下同じ。以後婚姻(届出をしないが事实上婚姻關係と同様の事情に入つてると認められる場合を含む。以下この項及び次条第二項において同じ)したことにより、遺族援護法第二十九条の規定により遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることができなかつた者(この法律による遺族援護法の改正により遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることとなるべきにかかわらず受けることができない者(旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する内閣総理大臣の定める者に該当した軍人軍属又は軍人軍属であった者の夫又は妻を除く)を含む)で、遺族援護法の施行の日の前日において、離婚による当該婚姻の解消(離婚の届出をしていないが、事实上離婚によって婚姻を解消したと同様の事情に入つてると認められる場合を含む。以下この項及び次条第二項において同じ)又は当該婚姻の取消しをしていたものは、この法律の施行の際、遺族年金又は遺族

給与金を受ける権利を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

## 一 婚姻した日以後この法律の施

行前に遺族援護法第三十一条第二号に該当した者

## 二 前条の期間内に養子となつたことにより遺族援護法第三十一

条第五号に該当した者(当該婚姻の相手方の直系尊族の養子となつた者を除く。)

## 三 離婚による当該婚姻の解消又は当該婚姻の取消しをした後

に、さらに婚姻により氏を改めた者

## 四 前二項の規定により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に

掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

## 2 この法律による改正後の遺族援護法第三十九条の二第一項に規定する軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡の当時における配偶者又は父、母、祖父、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母で、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後婚姻したもの又は婚姻によりその氏を改めしたことにより、遺族援護法

第二十九条の規定により遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることができなかつた者(この法律による遺族援護法の改正により遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることとなるべきにかかわらず受けることができない者(旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する内閣総理大臣の定める者に該当した軍人軍属又は軍人軍属であった者の夫又は妻を除く)を含む)で、遺族援護法の施行の日の前日において、離婚による当該婚姻の解消(離婚の届出をしていないが、事实上離婚によって婚姻を解消したと同様の事情に入つてると認められる場合を含む。以下この項及び次条第二項において同じ)又は当該婚姻の取消しをしていたもの(離婚による当該婚姻の解消又は当該婚姻の取消しをしていたもの(離婚した者又は婚姻により氏を改めた者を除く。)には、同法第三十九条の六第一項の規定を適用しない。(未帰着者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 昭和三十九年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭料の額については、この法律による改正後の未帰着者留守家族等援護法第十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律による旧軍人等の

2 第二十三条第二項 第三十二号 第二十五条第三項 昭和三十四年一月一日 昭和三十九年十月一日  
第三十条第三項 第二十九条第三号 昭和三十四年一月二日 昭和三十九年十月一日  
第三十一条第三項 第二十九条第三号 十一日 昭和三十三年十二月三日 昭和三十九年九月三十日  
昭和三十四年一月 昭和三十九年十月

5 第一項及び第二項の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百四十四号)附則第十一項に規定する者の遺族として遺族年金を受けける権利を有するに至つた者に關し、同法附則第十三項の規定を適用する場合においては、同項中次の表の上欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

昭和二十八年四月一日	昭和三十九年十月一日
昭和二十八年三月三十一日	昭和三十九年九月三十日
昭和二十八年四月	昭和三十九年十月
昭和二十八年四月二日	昭和三十九年十月二日

第四条 この法律による改正後の遺族援護法第三十九条の二第一項に

(遺族一時金の支給の特例)  
規定する軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡の當時における配偶者、子及び孫で、旧恩給法の特

遺族に対する恩給等の特例に関する法律（以下「法律第百七十七号」という。）第二条第一項の規定の改正により、遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に關し、この法律による改正後の法律第百七十七号を適用する場合においては、同法第一条第四項中「昭和三十二年一月」とあるのは、「昭和三十九年十月」とする。

2 この法律による改正後の法律第百七十七号に基づき給されることとなる扶助料の給与は、昭和三十九年十月から始めるものとする。

3 恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料を受ける者で、この法律による改正後の法律第百七十七号第三条の規定に基づく扶助料を受けることとなるものについては、昭和三十九年十月以降、その扶助料を同条第二項の規定により計算して得た年額の扶助料に改定する。

第七条 この法律による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十九年九月分までは、なお前項による。）戦傷病者特別援護法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 昭和三十九年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭費の

額については、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十九条第一項の規定にかかわらず、な

お従前の例による。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第九条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改定す

る。

附則第三十五条の二第一項中「受ける者」の下に「（同法第四条第五項に規定する事変地における負傷又は疾病に関し、同条第二項の規定により公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなされる者の当該負傷又は疾病による死亡につき、これらの遺族年金又は弔慰金を受ける者を除く。）」を加え

る。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正）

第十条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十四号）の一部を次のように改定する。

附則第十一項中「（改正後の第三十四条第四項の規定により軍属とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「（第五項）」を「第四項」と改める。（未帰還者に関する特別措置法の一部改正）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
戦傷病者 戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第二条第一項に規定する軍人軍属の公務員又は公務員に準すべき者（戦傷病者戦没者遺族等援護法第二条第一項第一号に掲げる者を除く。）	戦傷病者 戦没者遺族等援護法（昭和二十八年法律第百五十五号）第五十五条に規定する公務員又は公務員に准すべき者（戦傷病者戦没者遺族等援護法第二条第一項第一号に掲げる者を除く。）	在職中における公務のための負傷又は疾病	在職期間内（弔慰金について、昭和十二年七月七日以後における在職期間内）における公務上の負傷又は疾病
（昭和二十九年八月三十日以後海外にある間における自己の責めに帰することのできない事由に基づく負傷又は疾病）	（昭和二十年九月一日以後海外にある間における自己の責めに帰することのできない事由に基づく負傷又は疾病）	昭和二十一年三月三十日	昭和二十二年三月三十日
（昭和二十二年三月三十日以後海外における自己の責めに帰することのできない事由に基づく負傷又は疾病）	（昭和二十三年三月三十日以後海外における自己の責めに帰することのできない事由に基づく負傷又は疾病）	昭和二十三年三月三十日	昭和二十四年三月三十日
（昭和二十四年三月三十日以後海外における自己の責めに帰することのできない事由に基づく負傷又は疾病）	（昭和二十五年三月三十日以後海外における自己の責めに帰することのできない事由に基づく負傷又は疾病）	昭和二十五年三月三十日	昭和二十六年三月三十日

る。これが、この法律案を提出する理由である。

## 社会保障研究所法案 社会保障研究所法

目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 役員等（第八条—第十六条）

第三章 業務（第十七条—第十八条）

第四章 財務及び会計（第十九条—第二十六条）

第五章 監督（第二十七条—第二十八条）

第六章 雜則（第二十九条—第三十条）

第七章 奨励（第三十一条—第三十二条）

附則（第三十三条—第三十四条）

第十一章 第一章 総則（目的）

第一条 社会保障研究所は、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もつて国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条 社会保障研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。  
（事務所）

第三条 研究所の事務所は、東京都に置く。

（昭和三十九年九月分までは、なお前項による。）戦傷病者特別援護法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百五十五号）附則第六項及び附則第九項の規定の適用を受けていた者の遺族年金及び留守家族手当の額については、昭和三十九年九月分までは、なお前項によることとする等、戦傷病者及び戦没者遺族の待遇の改善を図る必要がある。

第十三条 第一項の表を次のように改める。

理由	軍人軍属についての公務傷病の範囲を拡大し、死亡について公務性の立証が困難な軍人軍属の遺族に対し遺族一時金を支給するとともに、再婚を解消した妻等に遺族年金等を支給するほか、特例遺族年金の支給要件を緩和し、あわせて戦傷病者の再発病に対する療養の給付を行なうこととする等、戦傷病者及び戦没者遺族の待遇の改善を図る必要がある。
（定款）	（定款）
第四条 研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。	第四条 研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。
二 名称	二 名称

第一類第七号  
社会労働委員会議録第十一号 昭和三十九年二月二十日

三 事務所の所在地	員のときはその職務を行なう。
四 役員に関する事項	五 業務及びその執行に関する事項
六 資産に関する事項	七 会計に関する事項
八 定款の変更に関する事項	九 業務の変更は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
（登記）	

第五条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。	第六条 研究所ではない者は、社会保障研究所といふ名称を用いてはならない。
（登記）	
第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、研究所に準用する。	（民法の準用）
第二章 役員等	（役員の職務及び権限）
第九条 所長は、研究所を代表し、その業務を総理する。	（役員の解任）
2 理事は、定款で定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を管理し、所長に事故があると	（役員の解任）

第十一条 所長及び監事は、厚生大臣が任命する。	（役員の任期）
2 理事は、厚生大臣の認可を受けて、所長が任命する。	（役員の任期）
第十二条 所長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。	（役員の欠格条項）
2 役員は、再任されることができる。	（役員の欠格条項）
（民法の準用）	（役員の兼任禁止）

第十三条 厚生大臣又は所長は、そぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。	（事業年度）
（役員の解任）	（事業年度）

第十四条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。	（役員の兼任禁止）
（代表権の制限）	（代表権の制限）

は、研究所に対し、その業務に  
関し監督上必要な命令をすること  
ができる。

#### (報告及び検査)

第二十八条 厚生大臣は、この法律  
を施行するため必要があると認め  
るときは、研究所に対し報告を  
求め、又はその職員に研究所の事  
務所に立ち入り、帳簿、書類その  
他の必要な物件を検査させること  
ができる。

#### 2 前項の規定により職員が立入檢 査をする場合においては、その身 分を示す証明書を携帯し、関係人 に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の  
権限は、犯罪検査のために認めら  
れたものと解してはならない。

#### (第六章 雜則)

第二十九条 研究所の解散につ  
いては、別に法律で定める。

#### (解散)

第三十条 厚生大臣は、次の場合に  
は、あらかじめ大蔵大臣に協議し  
なければならぬ。

#### (協議)

一 第四条第二項、第十七条第一  
項、第二十条又は第二十三条第一  
項の規定による認可をしよう  
とするとき。

二 第二十一条第一項又は第二十  
五条の規定による承認をしよう  
とするとき。

三 第二十六条の厚生省令を定め  
ようとするとき。

2 厚生大臣は、第二十条の認可を  
しようとする場合において、必要  
があると認めるときは、関係行政

機関の長の意見を聞くものとす  
る。

#### (罰則)

第三十一条 研究所の役員又は職員  
が、その職務に関して、わいを  
收受し、又はこれを要求し、若し  
くは約束したときは、三年以下の  
懲役に処する。よつて不正の行為  
をし、又は相当の行為をしなかつ  
たときは、五年以下の懲役に処す  
る。

2 研究所の役員又は職員であつた  
者が、その在職中に請託を受け  
て、職務上不正の行為をし、又は  
相当の行為をしなかつたことに関  
し、わいを收受し、又はこれを  
要求し、若しくは約束したとき  
は、三年以下の懲役に処する。

3 犯人の收受したわいは、没收  
する。その全部又は一部を没収す  
ることができないときは、その価  
額を追徴する。

第三十二条 前条第一項又は第二項  
に規定する者に対するわいを供  
与し、又はその申込み若しくは約  
束をした者は、三年以下の懲役又  
は三十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 第二十八条第一項の規  
定による報告をせず、若しくは虚  
偽の報告をし、又は同項の規定に  
よる検査を拒み、妨げ、若しくは  
忌避した場合には、その違反行為  
をした研究所の役員又は職員は、  
三万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号の一に該当す  
る場合には、その違反行為をした  
研究所の役員又は職員は、三万円  
以下の過料に処する。

一 この法律により厚生大臣の認  
可又は承認を受けなければなら  
ない場合において、その認可又  
は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定による政  
令に違反して登記することを意  
つたとき。

三 第十七条第一項に規定する業  
務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十四条の規定に違反して  
業務上の余裕金を運用したと  
き。

五 第二十七条第二項の規定によ  
る厚生大臣の命令に違反したと  
き。

六 第二十九条第六号の過料に処  
する。

第七条 第六条の規定に違反し  
て社会保険研究所という名称を用  
いた者は、一万円以下の過料に処  
する。

第八条 (附則)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から  
施行する。

#### (研究所の設立)

第二条 厚生大臣は、研究所の所長  
又は監事となるべき者を指名す  
る。

#### (研究の設立)

第三条 厚生大臣は、研究所の所長  
又は監事となるべき者を指名す  
る。

#### (研究の設立)

第四条 厚生大臣は、研究所の所長  
又は監事となるべき者を指名す  
る。

#### (研究の設立)

第五条 厚生大臣は、研究所の所長  
又は監事となるべき者を指名す  
る。

#### (研究の設立)

第六条 厚生大臣は、研究所の所長  
又は監事となるべき者を指名す  
る。

#### (研究の設立)

第七条 厚生大臣は、研究所の所長  
又は監事となるべき者を指名す  
る。

#### (研究の設立)

第八条 厚生大臣は、研究所の所長  
又は監事となるべき者を指名す  
る。

#### (研究の設立)

第九条 厚生大臣は、研究所の所長  
又は監事となるべき者を指名す  
る。

認可をしようとするときは、あら  
かじめ大蔵大臣に協議しなければ  
ならない。

4 設立委員は、第二項の認可を受  
けたときは、遅滞なく、その事務  
を前条第一項の規定により指名さ  
れた所長となるべき者に引き継が  
れなければならない。

第十条 所得税法(昭和二十二年法  
律第二十七号)の一部を次のよう  
に改正する。

第十三条 第十号中「国民生  
活研究所」の下に、「社会保障研究  
所」を加える。

第十四条 附則第二条第一項の規定に  
より指名された所長となるべき者  
は、前条第四項の事務の引き継ぎ  
を受けたときは、遅滞なく、政令  
で定めるところにより、設立の登  
記をしなければならない。

第五条 研究所は、設立の登記をす  
ることによつて成立する。

第六条 この法律の施行の際現に社  
会保険研究所という名称を使用し  
てゐる者は、この法律施行後六月  
以内にその名称を変更しなければ  
ならない。

第七条 研究所の最初の事業年度  
は、第十九条の規定にかかるわ  
らず、その成立の日に始まり、昭和  
四十年三月三十一日に終わるもの  
とする。

第八条 研究所の最初の事業年度の  
予算及び事業計画については、第  
二十二条中「当該事業年度の開始前  
に」とあるのは、「研究所の成立  
後遅滞なく」とする。

第九条 登録税法(明治二十九年法  
律第二十七号)の一部を次のよう  
に改正する。

第十三条 地方税法(昭和二十五年  
法律第二百二十六号)の一部を次  
のよう改訂する。

第十四条 二 社会保障研究所に關  
すること。

第十五条 第二号を加える。

第十六条 第二号を加える。

第十七条 第二号を加える。

第十八条 第二号を加える。

第十九条 第二号を加える。

第二十条 第二号を加える。

第二十一条 第二号を加える。

第二十二条 第二号を加える。

第二十三条 第二号を加える。

第二十四条 第二号を加える。

第二十五条 第二号を加える。

第二十六条 第二号を加える。

第二十七条 第二号を加える。

第二十八条 第二号を加える。

第二十九条 第二号を加える。

第三十条 第二号を加える。

第三十一条 第二号を加える。

第三十二条 第二号を加える。

第十九条第七号中「国民生活研  
究所」の下に、「社会保障研究  
所」を、「国民生活研究所」の下に  
「社会保障研究所法」を加える。

第十条 所得税法(昭和二十二年法  
律第二十七号)の一部を次のよう  
に改正する。

第十三条 第十号中「国民生  
活研究所」の下に、「社会保障研究  
所」を加える。

第十四条 附則第二条第一項の規定に  
より指名された所長となるべき者  
は、前条第四項の事務の引き継ぎ  
を受けたときは、遅滞なく、政令  
で定めるところにより、設立の登  
記をしなければならない。

第五条 研究所は、設立の登記をす  
ることによつて成立する。

第六条 この法律の施行の際現に社  
会保険研究所という名称を使用し  
てゐる者は、この法律施行後六月  
以内にその名称を変更しなければ  
ならない。

第七条 研究所の最初の事業年度  
は、第十九条の規定にかかるわ  
らず、その成立の日に始まり、昭和  
四十年三月三十一日に終わるもの  
とする。

第八条 研究所の最初の事業年度の  
予算及び事業計画については、第  
二十二条中「当該事業年度の開始前  
に」とあるのは、「研究所の成立  
後遅滞なく」とする。

第九条 登録税法(明治二十九年法  
律第二十七号)の一部を次のよう  
に改正する。

第十三条 地方税法(昭和二十五年  
法律第二百二十六号)の一部を次  
のよう改訂する。

第十四条 二 社会保障研究所に關  
すること。

第十五条 第二号を加える。

第十六条 第二号を加える。

第十七条 第二号を加える。

第十八条 第二号を加える。

第十九条 第二号を加える。

第二十条 第二号を加える。

第二十一条 第二号を加える。

第二十二条 第二号を加える。

第二十三条 第二号を加える。

第二十四条 第二号を加える。

第二十五条 第二号を加える。

第二十六条 第二号を加える。

第二十七条 第二号を加える。

第二十八条 第二号を加える。

第二十九条 第二号を加える。

第三十条 第二号を加える。

第三十一条 第二号を加える。

第三十二条 第二号を加える。

第三十三条 第二号を加える。

## 理由

社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成績を普及することにより国民の福祉の向上に寄与するため、社会保障研究所を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## ○田口委員長 提案理由の説明を聽取

いたしました。小林厚生大臣。

○小林国務大臣 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

戦傷病者、戦没者遺族等に対しましては、戦傷病者戦没者遺族等援護法、未帰還者留守家族等援護法、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律案を提出することといたしました。各般の援護の措置が講ぜられてきたところでは、戦傷病者戦没者遺族等に対しまして、各般の援護の措置によりまして、各般の法律案を提出することといたしました次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明いたします。

まず第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正であります。

その改正の第一点は、軍人軍属に対する公務傷病の範囲の拡大についてであります。すなわち、現行法におきましては、軍人又は准軍人の大東亜戦争中にかかった傷病であって、故意または重大な過失によることが明らかでないものについては、これを公務上の傷病とみなし、これらの傷病により死亡

したときは、その遺族に対し遺族年金及び弔慰金を支給することとしたとしておりますが、この範囲を大東亜戦争のみならず日華事変まで、軍人または準軍人を軍属まで、さらに死亡のみならず傷病にまで拡大し、障害年金、遺族年金等を支給することとするなど、公務傷病とみなされる要件を大幅に緩和いたしました。なお、日華事変中の故意または過失によることが明らかでない傷病にかかる障害年金及び遺族年金の額につきましては、現行の障害年金及び遺族年金の額の十分の六といたすことといたしました。

改正の第二点は、日華事変以後の公務傷病に併発した傷病により退職後二年以内に死亡した軍人軍属並びに戦地における勤務が六ヶ月以上で、復員後一年以内、結核及び精神病については六年以内に死亡した軍人軍属で、公務傷病により死亡したものであることとし、また、この立証が困難な場合には、その遺族に對し遺族一時金十万円を支給することとしたことであります。

改正の第三点は、旧軍人恩給の停止から戦傷病者戦没者遺族等援護法の施行までの期間中に再婚し、同期間中に離婚により当該再婚を解消している戦没者の妻等に対し、遺族年金等を支給することといたしましたが、從来、何らの処遇もされていなかったた判任文書等の内縁の妻、別戸籍の父母等に対する遺族年金等を支給することといたしました。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、この法律案の整理を行なうことといたしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

本法案におきましては、以上のよう

かる傷病により死亡した場合に支給される特例遺族年金の支給要件を、大東

亜戦争後の未復員期間中の勤務関連にかかる傷病により死亡した場合にも支給できるよう、その制限を緩和することといたしました。

第三は、戦傷病者特別援護法等の一

部改正であります。

療養を中断したため療養の給付を受ける権利を失った再発患者に対し療養の給付を行ない得ることとする

ものに、療養の給付、補装具の支給等に関し、援護上の不均衡を是正することといたしました。さらに、療養中の戦傷病者が死亡した場合に支給する葬祭費の額を増額することとし、また、この立証が困難な場合には、その遺族に對し遺族一時金十万円を支給することとしたことであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

右のほか、所要の条文の整理を行なうことといたしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上の如きが、わが国人口の増加、若年労働力人口の減少などを通じてわが国の社会経済構造を大きくゆるめ、かつ、その独立性を保つよう配慮するものであります。また戦後の急激な人口動態の変化に伴いまして、現行の社会保障制度もまたときわめて大きなものとなりつつあるのであります。また戦後の急激な人口動態の変化に伴いまして、現行の社会保障制度もまたときわめて大きの

に、経済、社会、法制等広く関係専門学者の力を結集し、総合的な検討を加えることといたしたいと存ずるものであります。

本法案におきましては、以上のよう

な研究所設立の趣旨に基づきまして、

部改定であります。

療養を中断したため療養の給付を受ける権利を失った再発患者に対し療養の給付を行ない得ることとする

ものに、療養の給付、補装具の支給等に

関し、援護上の不均衡を是正することといたしました。さらに、療養中の戦

傷病者が死亡した場合に支給する葬祭

費の額を増額することとし、また、こ

れに関連いたしまして、未帰還者の死

亡の事実が判明した場合に支給する葬

祭料の額についても同様に増額することとするため、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正することといたしまして、未帰還者の死



えを伺いますと、子供の遊び場の必要性を感じているということを強調されております。予算の数も減つておりませんけれども、これに対しても大臣はどういうお考えをお持ちでいらっしゃいますか。

○小林國務大臣 いまのような推移は、私も非常に遺憾に存しております。建設省関係の児童公園でござりますが、こういうものは相当伸びてきておりまして、このほうはあとで御説明いただこうと思っておりますが、ことはいま申し上げましたように新しい施設としてホールをこの方面に導入する、こういうことになったのであります。そのため児童遊園そのものの予算はそうえなかった、こういうことでございます。しかし、この点はわれわれも、非常に不満足、不十分である、かように考えております。

○山口(シ)委員 大臣に申し上げるまでもなく、この数年間の物価の変動は、公園の施設などにも相當な数字の変化を示していると存じます。この設置個所と予算の関係などもやはり検討しなければならないと思いますが、現在遊園地一ヵ所どのくらいの予算で設置していらっしゃるか、大体でけっこうですから、お答えをいただきたいと

思います。

○黒木政府委員 実は児童遊園は、十三年に発足した当時から補助内容は変わりないのであります。敷地の買収費は予算化ができませんで、主として設備費であります。ランコとかすべり台、あるいはジャングルジムとかベンチ、あるいは便所とか簡易飲料水の設備というようなもので、基本額が五十五万円でございまして、その三分の

一を国が補助するということに相なっております。なお、建設省の児童公園のはうは、現在二千八百九十九万円所ございまして、これは児童遊園と同じようになります。お年二百九十九万円所をいたしておるような状況でござります。

○山口(シ)委員 そういたしますと、象も非常に少ない、こういうことを感じますので、これからひとつぜひ直してまいりたいと思います。

○小林國務大臣 お話をのように補助対象かない予算をもつて数でこなしていらっしゃるおつもりですか、それとも要でしようし、これらのものが一応設備されて五十万円ということになります。

○山口(シ)委員 それではもう一つ、いまは子供の遊びが非常に複雑になつておりますし、近代化されてきております。昔風のすべり台あるいはブランコでは、とうてい満足するような公園はできないと思います。おのずと宝の

不慮の事故が非常に増加しつづいています。児童の死ぬ原因の第一は、不慮の事故となっております。昭和三十六年における十五歳未満の児童の不慮の事故による死亡数は、約九千六百人を占めているということです。

十五歳未満の児童の死亡全體の一三・五%を占めております。先進国英國と比べますと約二倍だそうです。米国と比較いたしますと一・五倍

現状であると存じます。特に最近著しくふえておりますものが交通事故死でござります。昭和三十六年度の警視庁の交通事故統計では、幼児、学童の交通事故の原因はほとんどが路上遊戯だ

が修事の原因になっていることは申上げるまでもありません。また、日本で非常に多い事故は水死でござります。これは特に遊び場が不足いたしてありますので、都市部の子供たちは、自然に接したいということから水に近寄ります。そしてこれの犠牲になると

いう例が非常に多いのでござります。ただいま高層建築物が非常にふえてまいりまして、高いところで生活している子供たちも数多くなつてきております。地方の子供たち、いわゆる農漁村の子供たちと比べまして上半身の発育が非常におくれている、運動機能が地方の子供よりも劣っているといふことがあります。児童の行動半径が非常に限られておりまして、交通事情等の関係で自動車のひんぱんに通る道路を横切ることが危険でございますから、そういうような交通事情等を考慮して、児童の住んでおります付近の場所に小型簡単なものをつくって、むしろ遊び場を整備した児童遊園のほうの設備よりも指導員、遊び相手等が適当に相手をするというようなことを主眼にいたしておるのであります。し

かも、先ほど申しましたような大規模な施設の充実したものも一方においてはつくりていく、また児童の住宅のものよりのところに小型のものもつくっています。これは特に遊び場が不足いたしておるような状況でござります。

○山口(シ)委員 大臣にひとつ意見とおどいようでございますが、この行き届かない予算をもつて数でこなしていくべきで、これからひとつぜひ直してまいりたいと思います。

○黒木政府委員 実は建設省でやつております児童遊園と違いまして、児童遊園は主として幼児を対象にいたしておりますが、幼児の行動半径が非常に限られておりまして、交通事情等の関係で自動車のひんぱんに通る道路を横切ることが危険でございますから、そ

れでございます。なぜならば、現在児童の不慮の事故が非常に増加しつづいております。児童の死ぬ原因の第一は、不慮の事故となつております。昭和三十六年における十五歳未満の児童の不慮の事故による死亡数は、約九千六百人を占めているということです。

十五歳未満の児童の死亡全體の一三・五%を占めております。先進国英國と比べますと約二倍だそうです。米国と比較いたしますと一・五倍

現状であると存じます。特に最近著しくふえておりますものが交通事故死でござります。昭和三十六年度の警視庁の交通事故統計では、幼児、学童の交通事故の原因はほとんどが路上遊戯だ

が修事の原因になつてゐることは申上げる次第ございます。

○黒木政府委員 先ほど大臣の御誠意ある御答弁の中で、特に児童遊園、児童公園に指導員を置きたいということばがあつた

員を置かなければならぬということをお考へになつてゐる以上は、これらに対してもおそらく処置を講じていらつしゃることと存じますので、これに対する裏づけを大臣からお伺いを申し上げたいと存じます。

○小林国務大臣 こういう児童公園あるいは児童広場は、当然自分の住民の子供を守るということで、第一義には市町村が自分の仕事として設置すべきものであります。それを政府がお手伝いする、こうしたことであることは御承知のとおりでありますけれども、先ほど申ししたように、補助等も非常に少ないが、いわゆる誘い水として地方にやつてもらうそのお手伝いをする、こういうことであります。私も、しかしこのような程度の補助ではいけない、対象の金額ももつとふやさねばならぬということです。少なくともことしは、いま申し上げたように児童用のプールなどという新しい制度を始めたために、そちらのほうに多くの力をとられて、児童遊園のほうの予算があえなかつたという事情もありますので、来年度等はこれを相当程度増すということを厚生省としては申し上げておいてよい、こういうふうに思ひます。

それから指導員は、一般的に世間でも必要を認められておるのであります。付属して指導員を置くべきものだ、こういうふうに思ひまして、多少の説本としての補助を出したいたと思いまして、非常にいま残念に思つております。しかし、地方団体としてはそういう

うものは必ず置くべきものだ、こういふ考へを私どもはとりまして、地方にしゃることと存じますので、これに対する裏づけを大臣からお伺いを申し上げたいと存じます。

○山口(シ)委員 こういう児童公園あるいは児童広場は、当然自分の住民の子供を守るということで、第一義には市町村が自分の仕事として設置すべきものであります。それを政府がお手伝いする、こうしたことであることは御承知のとおりでありますけれども、先ほど申ししたように、補助等も非常に少ないが、いわゆる誘い水として地方にやつてもらうそのお手伝いをする、こういうふうに思つておられます。ことしは、出したが実現できなかつた、こうしたことで、遺憾ながらそういうお答えをせざるを得ないようになつたわけでございま

うものは必ず置くべきものだ、こういふ考へを私どもはとりまして、地方にしゃることと存じますので、これに対する裏づけを大臣からお伺いを申し上げたいと存じます。

○山口(シ)委員 こういう児童公園あるいは児童広場は、当然自分の住民の子供を守るということで、第一義には市町村が自分の仕事として設置すべきものであります。それを政府がお手伝いする、こうしたことであることは御承知のとおりでありますけれども、先ほど申ししたように、補助等も非常に少ないが、いわゆる誘い水として地方にやつてもらうそのお手伝いをする、こういうふうに思つておられます。ことしは、出したが実現できなかつた、こうしたことで、遺憾ながらそういうお答えをせざるを得ないようになつたわけでございま

うものは必ず置くべきものだ、こういふ考へを私どもはとりまして、地方にしゃることと存じますので、これに対する裏づけを大臣からお伺いを申し上げたいと存じます。

○山口(シ)委員 大臣は、児童福祉施設最低基準の第六十一条の職員の項目に、児童遊園には児童の遊びを指導する児童厚生員を置くと定められておりましたことを御存じでいらっしゃいますか。

○黒木政府委員 児童福祉法の最低基準には、ただいま御質問のように児童厚生員を置かなくてはならないという規定がござります。児童遊園には児童厚生員がいるのでござります。ただ、専任が残念ながら五%しかおりません。したがつて五十数名しかおりません。あとは、ほとんど兼任あるいは民生委員が委託を受けてやつてあるといふような状況でござります。そこで、國庫補助の対象にいたしました児童遊園には、一名ずつ指導厚生員を置きました

○山口(シ)委員 これは厚生省のほうでおろしたのですね。

○黒木政府委員 そうです。

○山口(シ)委員 厚生大臣、この点についていかがでございましょうか。

○小林国務大臣 昭和三十九年度はやむを得なかつたが、次の年度においてはこういうものは私も実現させたい、臣の御答弁にもございましたけれど

したように、来年度、児童の遊園地に、あるいは建設省の児童公園にも、厚生省としては厚生指導員を置くよう努力いたしたいと思います。

○山口(シ)委員 それでは、もし私の聞きましたことが間違つておりましたならばおわびしますが、厚生省では児童厚生員の予算を三千万円要求なさいたというお話ですが、そうでございま

したか。

○黒木政府委員 三百カ所の児童遊園地に対して、単価が年間十万円とすることで、三千万円要求したことは事実でございます。

○山口(シ)委員 それでこの要求が非常に中途半端なために、予算では無理なので予算要求をとりやめたというこ

とを厚生省の方が言つておられます。それも事実でござりますか。

○黒木政府委員 実は、社会局のほうで市町村の社会福祉協議会の普及活動員というものを要求したのであります。が、結局、同じような町村の職員に対する補助のものでありますから、その調整をする必要上、むしろ社会局のほうで要求したほうがよくはないかといふことで、児童局がおりたということは事実でございます。

○黒木政府委員 プールのほうが総額二千五百円でございます。

○山口(シ)委員 それから児童館のほうはどうですか。

○黒木政府委員 プールのほうが総額二千五百円でございます。

○山口(シ)委員 うは、どうですか。

○黒木政府委員 児童館は設備費が一億円、それから児童館の運営費が二千二百七十万円でございます。

○山口(シ)委員 私、これはやはり聞き及んだものですが、二億円の要求をなさつたというの

は事実でしようか。

○黒木政府委員 事実でござります。

○山口(シ)委員 そういたしますと、御答弁。二千五百円が運営費でございますね。そうしますと、この運営費の中設備に一億ございましたか、いまの御答弁。二千五百円が運営費でございますね。そうしますと、この運営費の中に指導員の職員の手当が入りりますか。

○黒木政府委員 職員費として、年間国庫補助額が一カ所当たり十万円でございます。

○山口(シ)委員 そういたしますと、この人が公園の指導を兼任するということになりますと、この児童館はどうまいりたいと思っております。



実して活用できるように、そのために  
はその予算を遊園地のほうに回してい  
ただいてお使いになればよろしいので  
はないか、こう考えておりますけれど  
も、その点どうお考えになりますか。

**○黒木政府委員** 実は町村に対する児  
童福祉職員の補助の問題として考  
えました場合に、単に子供の遊び場の管理  
者のみならず、町村における児童福祉  
行政の職員の問題がより重大であります。  
行政の職員の問題がより重大であります。  
す。これに対してもまだ國として国庫  
補助の道が開けていないのであります。  
す。ようやく児童館に対して人件費の  
補助の道が開けたのであります。そこ  
で私のほうとしては、児童遊園の管理  
運営も含めまして、もつと広い意味で  
社会福祉関係について町村に補助職員  
を置きたいというようなことで、社会  
局と共同していろいろ予算折衝に臨ん  
だわけであります。児童遊園の管理  
はなかに努力をいたしたいと思いま  
すが、ただ御質問の意味もよくわかり  
ますから、児童ブール等を補助する場  
合の交付基準と申しますか、町村に對  
する条件として御心配のないような  
十分管理者が置けるというようによ  
るに付するというようなことで危険防  
止をしてまいりたいと思います。

なあ、児童館の指導員の予算を児童  
遊園あるいは児童のブールに回すとい  
うこととは、費目が違うのですから、  
予算を修正しなければ不可能であると  
思います。

**○山口(シ)委員** そういたしますと、  
厚生省としては、この法律でうたわれ  
ております指導員、すなはち厚生員を  
置くことは非常に重要な問題である、  
急がなければならぬ、来年度はそれ

につとめる、こういうお答えでござい  
ましたですね。それで、今回の児童館  
並びにブールの予算は、そちらに向す  
ることはできないということでございま  
すね。しかし、厚生省側の御答弁によ  
りますと、これは地方自治体の責任  
で、われわれは一部それを補助してあ  
げるのだというような考え方がありま  
すね。あと存じます。國のP.Rによつ  
て、自治体がそれに基づいてその方向  
に前進していくという行き方が順序で  
あると私は考へます。やはりこれら  
の問題は國の啓蒙に大きな力があるの  
ではないかと存じますので、今後ともこ  
の問題に対しましては私も追及を続け  
させていただきたいと存じますので、  
大臣もよろしくお忘れなく、この子  
供の遊び場の問題並びに遊び場におけ  
る指導員の問題に対しては、御熱心な  
御研究を続けていただきたいとお願  
いを申し上げまして、質問を終わらせ  
ていただきたいと存じます。

**○田口委員長** 大原草君。

**○大原委員** 私は、きょうは厚生行政  
全般の問題について質問いたしたいの  
ですが、その問題は、逐次各論から總  
論へ行くということで結論のほうへ  
持つてまいりまして、きょうは最初に  
薬事行政全般の問題につきまして質問  
をいたしたいと存じます。

大体、厚生省における薬務行政につ  
いては、私は患者の立場や国民の立場  
に立って考えてみると、しっかりと  
方針がないのではないか、こういう  
ふうに感ずるのでありますと、逐次具  
体的な問題について御質問いたしたい  
と存じますが、厚生大臣の薬事行政に  
ては、もっと適正に措置すべきものと  
思います。

なう、これは全体の問題で  
こういうふうな、これは児童館の問題で  
すけれども、そういうところは、世界  
じゆうどこに行きましたにもそんなのは  
ないと思います。こういう事件が次か  
ら次へと頻発いたしておりますけれど  
も、大臣はそのことに対しましてどう  
いふうにお考えでありますか。

**○小林国務大臣** これらの問題につい  
ては、もっと適正に措置すべきものと  
思います。

**○大原委員** アンプル入りの飲料水で  
すが、これと医薬品の内服薬との境  
は一体どこのにあるのですか。

対しましての簡単な所信のほどを最初  
にお聞かせいただきたいと存じます。  
○小林国務大臣 私も業務行政が非常  
にうまくいっているとは思わないのです  
ありますと、これは地方自治体の責任  
で、われわれは一部それを補助してあ  
げるのだというような考え方がある  
ようでござりますけれども私は、こう  
いう問題は國が指導をするべきだ、逆  
であると存じます。國のP.Rによつ  
て、自治体がそれに基づいてその方向  
に前進していくといふ順序であります  
けれども、しかし、事はさよう  
に簡単ではないと思う。特に最近世上  
でいろいろ問題となつた問題だけを  
とっても、アンプル入りの飲料水  
が相当はんらんしている、こういうこ  
とで、最近厚生省は何らかの方針を出  
したようです。あるいはアンプル入り  
のかぜ薬を店頭で買った人が、中毒死  
したというふうな問題もござります。  
とにかく思わずぶりな効能書きをじや  
んじやん書き立てまして、そしてそれ  
を簡単に店頭で自由に消費者が飲む。  
こういうふうな、これは児童館の問題で  
すけれども、そういうところは、世界  
じゆうどこに行きましたにもそんなのは  
ないと思います。こういう事件が次か  
ら次へと頻発いたしておりますけれど  
も、大臣はそのことに対しましてどう  
いふうにお考えでありますか。

なう、これは児童館の問題で  
すけれども、そういうところは、世界  
じゆうどこに行きましたにもそんなのは  
ないと思います。こういう事件が次か  
ら次へと頻発いたしておりますけれど  
も、大臣はそのことに対しましてどう  
いふうにお考えでありますか。

**○小林国務大臣** これららの問題につい  
ては、もっと適正に措置すべきものと  
思います。

**○大林国務大臣** アンプル入りの飲料水で  
すが、これと医薬品の内服薬との境  
は一体どこのにあるのですか。

**○熊崎政府委員** 大体、医薬品の基準  
としたしましては、アンプル入りの場  
合、容量につきましては百cc以下を医  
薬品として取り扱っております。過  
度の医薬品と全く同じような形のもの  
に入れて検討ができるありませんが、  
お話のような感は、私自身も持つてお  
るということをまず申し上げます。

なう、これは児童館の問題で  
すけれども、そういうところは、世界  
じゆうどこに行きましたにもそんなのは  
ないと思います。こういう事件が次か  
ら次へと頻発いたしておりますけれど  
も、大臣はそのことに対しましてどう  
いふうにお考えでありますか。

**○小林国務大臣** これららの問題につい  
ては、もっと適正に措置すべきものと  
思います。

**○大林国務大臣** アンプル入りの飲料水で  
すが、これと医薬品の内服薬との境  
は一体どこのにあるのですか。

**○熊崎政府委員** 最近の薬の生産量に  
つきましては、ここ数年来非常に生産

額は上がってまいりまして、毎年平均二〇%前後の生産の増加を示しております。これは漸次工業生産動態統計によります調査でござりますが、三十七年度におきましては二千六百五十五億になつております。三十八年度におきましては大体三千億を突破するのではないか、こういうふうに考えられるわけであります。

○大原委員 五、六年前は、

○熊崎政府委員 數字を申し上げます。昭和三十一年は一千三百四十四億、三十二年が一千五百八十億、こういうことになっております。その中で、先生御指摘のいわゆる強肝剤というものはどの程度かということにつきましては、はつきりした統計はまだ出しておりませんけれども、たとえば薬効分類別の生産金額でこういうふうな統計が出ておりまます。アリナミンとかその他のビタミン剤として売り出されておるものの、これが昭和三十七年度におきましては二千六百何十億のうち五百五十億程度、その次は抗生物質、これが二百八十億程度、あと外皮用薬あるいは中枢神経薬といふうな分類のしかたで一応発表されております。

○大原委員 経済活動が目まぐるしくなつてまいりますと非常に疲労度が強くて、一方では交通地獄とかいろいろなことがから精神的な疲れも多いわけであります。この強肝剤というのは一体何のなんですか。私はしろうとだ、いろいろな宣伝がござりますからお聞きするわけです。いまの抗生物質やビタミン等は一応常識的に承知し

ておりますが、肝心かなめの肝臓にきく薬というは一体どういう正体のものですか、ひとつその点を明らかにしてもらいたい。それからそのものの化学的な構造式とか融点が何度であるとか、いろいろな化學的な性状、それからいわゆる基礎実験資料でございますが、動物試験をやった、または試験管でもかけられてござります。

○平瀬説明員 ちょっと御説明申し上げます。

一般に肝臓薬と申しておりますのは、たとえば急性肝炎、慢性肝炎、肝硬変症、その他の肝臓障害をおもにいつてあります。

○大原委員 肝臓は五臓六腑の中でもその中心だといふにいわれているのですが、それはともかくいたしまして、肝臓に対する強肝剤というものの正体は何ですか。商品名は別にいたしまして、日本薬局方に登録されている専門的な名前あるいは学名等、また

作用、効果、そういうもので最近私ども消費者にとりまして非常に複雑な、まぎらわしい議論がたくさんあるわけありますけれども、私ども国民が聞いてわかる程度において的確な説明がございますか。その点について一步

○大原委員 その漸次審議会の運営の問題については、最後に私は厚生大臣に質問いたしますが、そのことじやないのです。強肝剤といって、とにかく

○平瀬説明員 お答え申し上げます。

いわゆる新薬を許可いたします場合には、約五つのことについてわれわれデータをとっています。まず第一に、あるAという薬が肝臓にきくかどうか申請が出来ましたときには、それが第一番だと思います。その

起源、オリジン、それと差見されたいきさつ、全部書いて出してもらいましょう。それからそのものの化学的な構造式とか融点が何度であるとか、いろいろな化學的な性状、それからいわゆる基礎実験資料でございますが、動物試験をやった、または試験管でもかけられてござりますが、毒性がどの程度であるか、また学界雑誌で発表されているかどうかということも審査の一つの大きな要件になつております。

もう一つの一番重要な点は、臨床試験による効能、効果の判定でございまして、これは二ヵ所以上の十分なる施設がある医療機関であって、しかも経験のある医師によって原則として合計六十例以上の臨床データをこちらに出させて、こちらで審査して、それに基づいて効能、効果も審査して許可しておるような状況でございます。ですから、十分なる施設があるところでやってい

るわけでございます。

○大原委員 いまそういう強肝剤をグロンサンやチオクタン、その他ずっと

あります。

もう一つ、強肝剤といふに、人体の非常に大切な肝臓に対しまして有効な効力があるという強肝剤といふようなもの、飲んですぐきくとか、飲んですぐ立つとか、いろいろな宣伝があるけれども、そういう強肝剤といふのは一体どういう作用をしてい

るのか、どういうようによると厚生省は判断してこれを医薬品として公然と国民の前に販売をしているのか、その専門的な名前です。五つ、六つあるでしょ。それをあげて、簡潔にどういう効能なの

か、こういう点を簡潔に、よくわかるようになってもらいたい。

○平瀬説明員 強肝剤で一番有名なものは、品目といたしまして十品目くらいでございます。構造式はおのおの違いますけれども、大体保健剤、強肝剤といわれているのは何種類あるのですか。

○大原委員 いまそういう強肝剤をグロンサンやチオクタン、その他ずっと

あります。

もう一つ、強肝剤といふに、人体の非常に大切な肝臓に対しまして有効な効力があるという強肝剤といふの、飲んですぐきくとか、飲んですぐ立つとか、いろいろな宣伝があるけれども、そういう強肝剤といふのは一体どういう作用をしてい

るのか、どういうようによると厚生省は判断してこれを医薬品として公然と国民の前に販売をしているのか、その専門的な名前です。五つ、六つあるでしょ。それをあげて、簡潔にどういう効能なの

か、こういう点を簡潔に、よくわかるようになってもらいたい。

○平瀬説明員 強肝剤で一番有名なものは、品目といたしまして十品目くらいでございます。構造式はおのおの違いますけれども、大体保健剤、強肝剤といわれているのは何種類あるのですか。

○大原委員 先般アンブルに入つて飲料水、やはり強肝剤、保健剤と同じような宣伝がございましたけれども、その問題に取り組みましたね。

○熊崎政府委員 片一方の取り組まりました対象になる部分は、これは医薬品にあらず、つまり許可を受けていない。本来からいえば、当然効能、効果について厳重な臨床データをもつた

か、それが第一回だと思います。そのため、生化学的にこれがどういう経路で作用するのかどうかということに関しまって、まず臨床家に与えまして投与しても

か、これがさつき申しましたように、まず対症療法でよくかどうか、それが第一回だと思います。その

ことは、それが第一回だと思います。

○平瀬説明員 お答え申し上げます。

いわゆる新薬を許可いたします場合には、約五つのことについてわれわれデータをとっています。まず第一に、あるAという薬が肝臓にきくかどうか申請が出来ましたときには、それが第一回だと思います。その

ことは、それが第一回だと思います。

いてデータをそろえてこれを許可したものであるということと市販にそれが出ておる、こういうことでございま

す。

○大原委員 そこで問題は、臨床実験や生化学的な実験ですね。臨床例や生化学的な実験は、私は専門家でないからよくわからないが、順序が少し逆なだけれども、日本のように製薬会社が資料を出して、そして厚生省が審査するというふうな、厚生省や、あるいは医事審議会等に運動をすれば薬品として認められるような、そういう手続の簡単な形態というのは、アメリカとかイギリスの例、その他の先進国の例をいろいろ調べてみてもないので私は非常に神秘的な信仰感を昔から持つておる。それに便乗しておるけれども、しかし厚生省がびちと権威をもって、これがほんとうにきくのはスピリッツであるとか、生ワクチンであるとか、いろんなものについてはこれがほんとうにきくのはアーチーの正体はわからないといわれておる。私はあとで逐次申し上げますけれども、その肝臓薬にはみな解毒作用、効能書きが書いてある。説明書きが書いてある。解毒作用とは何かというのでは、私はしらうとの考え方いろいろしならうとなりて研究してみた。これは非常に問題だ。あとで申し上げますけれども、外國では不明確なものについて薬品の許可を与えないし、日本では薬品が市販され、自由販売で店頭においてダンピングされながら百円のものが五十円になつたり、

の権威を集めて、その意見を聞いて結論を出す、こういうことになつておるのでございまして、私も実は率直に申して、薬務行政についてはいまのところあまり自信がありません。いろいろ勉強をしておるところでありまして、従来厚生省も一生懸命やってきておるのでありますか、私自身もまだ多少の不安と申しますが、そういうものを持っていま検討しておるところであります。

○大原委員 大臣は率直な御答弁ですけれども、私はその手続上の問題については、大切な問題ですからあとでもう一回申し上げますけれども、大臣、外國では、たとえば味の素なんかといふうなものは、日本で製法が発見され、製造されだしたらどんどん出ていったのですよ。いま日本では強肝剤は一つのブームをなしておる。ちょっと疲れたら強肝剤。しかしながら、その正体はわからないといわれておる。私はあとで逐次申し上げますけれども、その肝臓薬にはみな解毒作用、効能書きが書いてある。説明書きが書かれていますが、これに対しても「グルクロン酸」というような質問をいたしてあります。これは、「グルクロン酸やそのラクトンが抱合されることは、アイソトープ実験で約10年前に何回も明かにされた。抱合グルクロン酸はブドウ糖に由来し、生体実験でも酵素実験の段階でも証明され、生化学の常識になつてている。したがつて低血糖などの適応のあるときの意義がないことになる。またグルクロン酸が抱合解毒に利用されたといふ報告があるとすれば、何處かにあります。すぐぽんぽんとドリンク用アンプルを飲むだからそういう即効性の問題はともかくとして、強肝剤といわれるアルコールを飲んだ経験のある人は多いわけですが、しかしアルコールはたくさん飲むと肝臓を悪くしますよ。すぐぽんぽんとドリンク用アンプルを飲むだからそういう即効性の問題はともかくとして、強肝剤といわれる抱合解毒の作用が、実際上そういう強肝剤といわれているものの中にはあります。それがほどの根拠を有するとは考えられない。」それから、東大の物療内科の高橋博士、それから山口医科大学から久留米大学へ行かれた栄養学の奥田教授、こういうふうな人の論文その他たくさんの論文があるわけですねけれども、それらがひとしく指摘いたしておりますことは私は充分お聞きもし、私の参考

になります。

○大原委員 厚生省の公衆衛生院の佐藤先生という方が、「医事新報」に、間に答えて論文を出しておられるのであります。これはいま政府委員のほうから説明がありましたけれども、それによりますと、質問は、「臨床、肝機能亢進の目的でしばしばブドウ糖やビタミンやグルクロン酸製剤を混じて静注したり、あるいはグルクロン酸を内服させたり、関心を持たれたり、医薬品として人類の健康や福祉に大きな貢献をなしておる。そういう裏づけや事実、そういう国際的な判断をするような材料を大臣はお聞きになつておりますか。大臣も常識で判断する以外にならうか」というような質問をいたしてあります。これに対して佐藤博士は、「グルクロン酸やそのラクトンが抱合されることは、アイソトープ実験で約10年前に何回も明かにされた。抱合グルクロン酸はブドウ糖に由来し、生体実験でも酵素実験の段階でも証明され、生化学の常識になつている。したがつて低血糖などの適応のあるときの意義がないことになる。またグルクロン酸が抱合解毒に利用されたといふ報告があるとすれば、何處かにあります。すぐぽんぽんとドリンク用アンプルを飲むだからそういう即効性の問題はともかくとして、強肝剤といわれる抱合解毒の作用が、実際上そういう強肝剤といわれているものの中にはあります。それがほどの根拠を有するとは考えられない。」それから、東大の物療内科の高橋博士、それから山口医科大学から久留米大学へ行かれた栄養学の奥田教授、こういうふうな人の論文その他たくさんの論文があるわけですねけれども、それらがひとしく指摘いたしておりますことは私は充分お聞きもし、私の参考

になります。

○小林国務大臣 私はどうもしゃべることがあり率直過ぎてどうかと思うのですが、私も実は肝臓をわざらつて長く入院したことがありまして、この問題については自分でもいろいろお聞きをし、また厚生大臣になつてからも、役所の中でいろいろあなたと同じような質問をしづらいたしておるのでありまして、まことにどうも申しあげないのですが、私はこの問題についてあまり自信を持つておりません。それで、こういうことがいろいろ言われるあまりは充分お聞きもし、私の参考

になると思ってお聞きしておるのであります。

三十円になつたりして売られておる。こういうふうなことは世界じゅうどこにもない。日本において強肝剤と称するものがこれほどはびこつておって、それで、薬務行政についてはいまのところあまり自信がありません。いろいろ勉強をしておるところでありまして、従来厚生省も一生懸命やってきておるのでありますか、私自身もまだ多少の不安と申しますが、そういうものを持っていま検討しておるところであります。

○大原委員 大臣は率直な御答弁ですけれども、私はその手続上の問題については、大切な問題ですからあとでもう一回申し上げますけれども、大臣、外國では、たとえば味の素なんかといふうなものは、日本で製法が発見され、製造されだしたらどんどん出ていったのですよ。いま日本では強肝剤は一つのブームをなしておる。ちょっと疲れたら強肝剤。しかしながら、その正体はわからないといわれておる。私はあとで逐次申し上げますけれども、その肝臓薬にはみな解毒作用、効能書きが書いてある。説明書きが書かれていますが、これに対しても「グルクロン酸やそのラクトンが抱合されることは、アイソトープ実験で約10年前に何回も明かにされた。抱合グルクロン酸はブドウ糖に由来し、生体実験でも酵素実験の段階でも証明され、生化学の常識になつている。したがつて低血糖などの適応のあるときの意義がないことになる。またグルクロン酸が抱合解毒に利用されたといふ報告があるとすれば、何處かにあります。すぐぽんぽんとドリンク用アンプルを飲むだからそういう即効性の問題はともかくとして、強肝剤といわれる抱合解毒の作用が、実際上そういう強肝剤といわれているものの中にはあります。それがほどの根拠を有するとは考えられない。」それから、東大の物療内科の高橋博士、それから山口医科大学から久留米大学へ行かれた栄養学の奥田教授、こういうふうな人の論文その他たくさんの論文があるわけですねけれども、それらがひとしく指摘いたしておりますことは私は充分お聞きもし、私の参考

になります。

する資料があれば私は議事録に残したいから、政府のほうで答弁をしてもらいたい。

○熊崎政府委員 先生のだんだんの御議論では、つまり学者の中にも効果なりそれを否定するような方もいる、こういうお話をございますが、実はそういう点を問題にする学者もおりますけれども、片方において、確かに肝臓にきくということをおっしゃる学者もおられるわけでございまして、きくさかない等の問題につきましては学問上の問題でございまして、私どものほうの医薬品の許可の立場としましては、先ほどから申し上げてありますように治験例というものがございまして、大体これだけきく、少なくとも二以上の研究機関において最低六十以上の例でもってこれだけきくんだ、効果がはっきりしているものとすれば、これは当然きくということで私どもとしては許可せざるを得ないし、また、すべきであります。したがいまして、有害とかいうお話は別といたしまして、きかないうふうなことは、厚生省としては何とも言えないということをござります。

○大原委員 これは、局長の弁答は重い答弁ですよ。あなたの記録を調べたらいいへんなことだ。理論的な学問上の根拠がないものを、業者のほうが認めるとか。厚生省が認めたなら薬品である、こういう規定のしかたが正しいかどうか。私はしばしば問題を提起したりしているが、薬といふものは命にかかる問題であるから、簡単にかぜ薬などいってアンブルに入れてたものを、そ

うしたことを探して店頭で飲んで死んだ人が実際最近に出ている死亡者が出たり、犠牲が出たり、そういうことがあったら、医学の上から、治療の上から、あるいは薬品行政の上からも、片方において、確かに肝臓にきくということをおっしゃる学者もおられるわけでございまして、きくさかない等の問題につきましては学問上の問題でございまして、私どものほうの医薬品の許可の立場としましては、先ほどから申し上げてありますように治験例といふものがございまして、大体これだけきく、少なくとも二以上の研究機関において最低六十以上の例でもってこれだけきくんだ、効果がはっきりしているものとすれば、これは当然きくということで私どもとしては許可せざるを得ないし、また、すべきであります。したがいまして、有害とかいうお話は別といたしまして、きかないうふうなことは、厚生省としては何とも言えないということをござります。

○熊崎政府委員 学問上の問題に対して別だということは、私が申し上げましたのを先生ちょっと誤っておとりいただいておりますので、私はそういう意味で申し上げたのではございません。

○熊崎政府委員 学問上の問題に対して別だということは、私が申し上げましたのを先生ちょっと誤っておとりいただいておりますので、私はそういう意味で申し上げたのではございません。

○熊崎政府委員 私ども申し上げておることは取り消しなさい、間違いでますというようなことは、実際にもつて重大な答弁です。

○熊崎政府委員 私ども申し上げておることは取り消しなさい、間違いでます。そういうことが混乱させていたる。

○大原委員 つまり味の素の話じゃなければ、日本においてこれが効果があるというふうに客観的に効果が認められるならば、それはその輸出商

業者も、それが抱合解毒の作用はしないのか、それに対する反論は国際的でないのだ。そういうことを学者が、栄養学

医療の上において、学問と行政との関係の上においてそういうことが言い得るのじゃないか。しかしながら、学問上は世界じゅう定説のないものを、人間に影響するような、肝臓等に影響するような治療薬として政府が認定するというようなこと、これはいけないであります。学問上の議論は別じゃない、そのことは取り消しなさい、間違いでます。そういうことが混乱させていたる。

○大原委員 私どもが学問上の問題を抜きにして許可をしておるというふうなことは、私どもは決してやつておらないのですが、いまして、これはたとえば新薬等を許可する場合には、厳重に薬事審議会の中でも、学界の先生方の臨床の医科も含めお医者さん、あるいは薬学者、そういった権威のある方々の意見を聞きまして、十分検討した上で從来とも許可をいたしておるわけであります。ただ厚生省としてもおられたのは、ただ厚生省とおるわけでございます。ただ厚生省としましては、製薬許可をするにあたってはやはり治験例をとることで、十分検討された申請に基づいてこれを厳重に検査をして許可するという方針をとっている、こういうふうに私は申し上げておるだけでござります。

○大原委員 誤解じゃないですよ。あなたは、学問上の問題は別だと言つておる。そういうことが、人命を預かるます。

医療の上において、学問と行政との関係の上においてそういうことが言い得るのじゃないか。しかし、その中に必ずあるのは、あなたの肝臓はというような急所をさなことでは、これは一体だれのための

よう、そういう成分をあげてどの強肝剤も説明しているのが特色ですよ。学問上あるいは理論上はその根拠のないものの、定説のないものについて、薬品として議論があるものについて、許可するというふうなことは、私はどうかと思う。私が実際にこの論文を読めばまだたくさんある。しかし、たとえばそういうふうにいわれている一つの例にグルクロン酸をあげたけれども、それが抱合解毒の作用はしないのだ。そういうことを学者が、栄養学

のないものの、定説のないものについて、薬品として議論があるものについて、許可するというふうなことは、私はどうかと思う。私が実際にこの論文を読めばまだたくさんある。しかし、たとえばそういうふうにいわれている一つの例にグルクロン酸をあげたけれども、それが抱合解毒の作用はしないのだ。そういうことを学者が、栄養学

か。国民や患者のための厚生行政であり、業務行政であるか、薬品メーカーの手による薬品メーカーのための厚生行政であるのか、そういうことになるじゃないか。ましてや学問的な効果の裏づけを軽視するような、そういう議論というのは、全然私は業務局長の今日の時点における問題ではないと思う、長い間のしきたりであると思うけれども、私は、業務行政については根本的にやり直すべき段階に来ているのではないか。厚生大臣の所見をひとつはっきりしてもらいたい。

○小林国務大臣 私もいま大原さんの御意見を聞いて、こういう問題が国会で論議されて、大いに注意が喚起されるということは非常にいいことだ。こういうふうに思っております。冒頭申し上げましたように、私は厚生省の仕事をいろいろ担当しておりますが、この方面についてはまだ十分の検討はなされていない。私自身も多少の腹案をもってこれに対処しているのですが、これらの行政の改善ということに対しても、どうしても私は十分な検討を加えなければならぬと思います。

○大原委員 ちょっとこれに関連しまして、文部省見えてますか。——文部省にお聞きするのですけれども、公立や私立の医科大学ですね。皆保険の今日では非常に大切な教育なんだけれども、医科大学における研究費ですね。そういう専門家の学者、教授、助教授、講師その他研究費といふもの、大体どういうところからどのくらい研究費が出されているか。これが第二点。これはあらかじめ問題を

提起してまいりましたから、その点を明瞭にしろともらいたい。  
○村山説明員 医科大学関係の研究費では、約三億円のワクでございます。これは医学部だけではございません。各学部を通じまして三億円の用途算で、その大学の講座数に単価をかけたものを配当いたしておるだけあります。三十八年度の単価で申し上げますと、医学部の講座は、基礎と臨床といふ二つの区分になつております。基礎と申しますは、解剖学、生理学、病理学、直接診療に關係ない講座でございます。この基礎講座の分が約二百五十万円でござります。それから臨床講座、つまり内科、外科、小児科、産婦人科等、診療に關係のある講座の研究費が二百八十万でござります。この単価にその大学の講座数をかけたものが、大学全体の教官の研究費ということになるのでございます。もととこの教官研究費は、この単価に講座数をかけたものが直ちに教室まで全部流れいくわけではございませんので、その間に若干の共通的な管理費、光热水料等が差つかれまして、大体三分の一ないし四分の三程度のものが教室に流れています。これが国立大学でございます。これまでございませんので、その間に若干の運営費の中の一番根幹をなすものでございます。このほかに国費といたしまして、文部省所管の科学的研究費といふ費用がござります。科学的研究費の昭和三十八年度の実績は、医学部関係に渡りましたものが約六億円ござります。それから國費以外の研究費でござりますが、国立大学においての一番正規の經理のいたし方といたしまして、大学によりまして、中には国立大

学以上の研究費を用意されておるところもあるうかと存じますが、いろいろ視察委員などの調査の結果を総合判定いたしますと、一般的には国立大学よりも厚生省の医療行政の上から見ても、そういうことで國が医療について、学問の進歩に応ずるはっきりした責任を持つというようになつておるのかどうか。そして、とかく弊害がとやかくさざやかれておるのは、いろいろ最近の週刊誌や雑誌等にも出ておりまして、この費目のワク内で具体的に用途を指定いたしまして寄付の申込がありますと、その寄付金を歳入に受け入れまして、その指定した費目の歳出予算をつけるということになります。三十八年度の実績は、大体予定いたしました三億円のワクを超過いたしておるようでござります。これが医学部関係にどれだけいたしましておるかは、詳細なところつまびらかになっております。三十八年度の実績は、大体予定いたしました三億円のワクを超過いたしておるようでござります。これが医学部関係にどれだけいたしましておるかは、詳細なところつまびらかにいたしておりますと、たとえば九州大学の医学部に対する生命保険協会から若干拾つてみますと、たとえば九州大学の医学部に対する生命保険協会から百万円、これは心臓血管の研究費として用途指定をして寄付がなされております。それから熊本大学の医学部でロックフェラー財團から研究助成金、これは特にあまり限定期的な用途指定をいたしておりませんが、そういう費用も若干拾つてみますと、たとえば九州大学の医学部に対する生命保険協会から一百万円、これは心臓血管の研究費として用途指定をして寄付がなされております。それから熊本大学の医学部で一百万円、これは心臓血管の研究費として用途指定をして寄付がなされております。それから東北大学の医学部で一千八十万円の寄付金がなされておりまして、文部省所管の科学的研究費といふ費用がござります。科学的研究費の中の一番根幹をなすものでございます。このほかに国費といたしまして、文部省所管の科学的研究費といふ費用がござります。科学的研究費の昭和三十八年度の実績は、医学部関係に渡りましたものが約六億円ござります。それから國費以外の研究費でござりますが、国立大学においての一番正規の經理のいたし方といたしまして、大学によりまして、中には国立大

学以上の研究費を用意されておるところもあるうかと存じますが、いろいろ視察委員などの調査の結果を総合判定いたしますと、一般的には国立大学よりも厚生省の医療行政の上から見ても、そういうことで國が医療について、学問の進歩に応ずるはっきりした責任を持つというようになつておるのかどうか。そして、とかく弊害がとやかくさざやかれておるのは、いろいろ最近の週刊誌や雑誌等にも出ておりまして、この費目のワク内で具体的に用途を指定いたしまして寄付の申込がありますと、その寄付金を歳入に受け入れまして、その指定した費目の歳出予算をつけるということになります。三十八年度の実績は、大体予定いたしました三億円のワクを超過いたしておるようでござります。これが医学部関係にどれだけいたしましておるかは、詳細なところつまびらかになつております。三十八年度の実績は、大体予定いたしました三億円のワクを超過いたしておるようでござります。これが医学部関係にどれだけいたしましておるかは、詳細なところつまびらかにいたしておりますと、たとえば九州大学の医学部に対する生命保険協会から若干拾つてみますと、たとえば九州大学の医学部に対する生命保険協会から一百万円、これは心臓血管の研究費として用途指定をして寄付がなされております。それから熊本大学の医学部で一百万円、これは心臓血管の研究費として用途指定をして寄付がなされております。それから熊本大学の医学部で一百万円、これは心臓血管の研究費として用途指定をして寄付がなされております。それから東北大学の医学部で一千八十万円の寄付金がなされておりまして、文部省所管の科学的研究費といふ費用がござります。科学的研究費の中の一番根幹をなすものでございます。このほかに国費といたしまして、文部省所管の科学的研究費といふ費用がござります。科学的研究費の昭和三十八年度の実績は、医学部関係に渡りましたものが約六億円ござります。それから國費以外の研究費でござりますが、国立大学においての一番正規の經理のいたし方といたしまして、大学によりまして、中には国立大

学以上の研究費を用意されておるところもあるうかと存じますが、いろいろ視察委員などの調査の結果を総合判定いたしますと、一般的には国立大学よりも厚生省の医療行政の上から見ても、そういうことで國が医療について、学問の進歩に応ずるはっきりした責任を持つというようになつておるのかどうか。そして、とかく弊害がとやかくさざやかれておるのは、いろいろ最近の週刊誌や雑誌等にも出ておりまして、この費目のワク内で具体的に用途を指定いたしまして寄付の申込がありますと、その寄付金を歳入に受け入れまして、その指定した費目の歳出予算をつけるということになります。三十八年度の実績は、大体予定いたしました三億円のワクを超過いたしておるようでござります。これが医学部関係にどれだけいたしましておるかは、詳細なところつまびらかになつております。三十八年度の実績は、大体予定いたしました三億円のワクを超過いたしておるようでござります。これが医学部関係にどれだけいたしましておるかは、詳細なところつまびらかにいたしておりますと、たとえば九州大学の医学部に対する生命保険協会から若干拾つてみますと、たとえば九州大学の医学部に対する生命保険協会から一百万円、これは心臓血管の研究費として用途指定をして寄付がなされております。それから熊本大学の医学部で一百万円、これは心臓血管の研究費として用途指定をして寄付がなされております。それから熊本大学の医学部で一百万円、これは心臓血管の研究費として用途指定をして寄付がなされております。それから東北大学の医学部で一千八十万円の寄付金がなされておりまして、文部省所管の科学的研究費といふ費用がござります。科学的研究費の中の一番根幹をなすものでございます。このほかに国費といたしまして、文部省所管の科学的研究費といふ費用がござります。科学的研究費の昭和三十八年度の実績は、医学部関係に渡りましたものが約六億円ござります。それから國費以外の研究費でござりますが、国立大学においての一番正規の經理のいたし方といたしまして、大学によりまして、中には国立大

それで新薬の許可につきましては、原則として薬事審議会にかけると、大体二百くらいの薬事審議会にかけて、大体特別部会の中のしかたとしては、新薬の特別部会を設けまして、その特別部会の下に調査会といふことで、臨床医家を含めましていわゆる下部機関としての徹底的な審査をやる。それで、調査会で結論が出た場合にそれを特別部会にかける特別部会は、委員が大体二十四、五名おりますが、その二十四、五名おりますが、その二十、五名の方々で審査をしていただいきます。大体薬事審議会の構成といたしましては五十人でございます。したがいまして、常時行なわれております薬事審議会の活動といたしましては、特別部会の活動が主體であるかのように御了解いただきたいと思います。そうして特別部会で審査いたしましたのを常任部会にかけて常任部会で事実上決定しておる、こういう運営をやつておるわけであります。

○大原委員 特別部会は年に何回くらい開いておられますか。

○熊崎政府委員 大体年に四回くらい開いておるということござりますが、しかし特別部会の中身が、たゞえれば新薬につきましては新薬特別部会がある、あるいはサリドマイドの問題がありまし、なとき以来やつております安全性部会、いろいろな部会がありまして、部会によってはひんぱんに開かれ

ることもある、こういうことに御了解願いたいと思います。

○大原委員 調査会は、構成員は何名でどのくらい開いておりますか。

○熊崎政府委員 大体六人くらいを主体にいたしております。

○大原委員 調査会は一番の原案をつくるのだ、こういうことです、大体六人くらいできましていくということにつきましても、年に四回くらいなら一ヵ月に一回も聞くのではないでしょう。ですから、そういう薬品審査の問題について、もう少し国民の立場に立って考えてみると、やはり権威のあるようなそういう措置をしなければ、役人とメークーあるいは役人とそういう個々の学者、こういうものがどうしてもやはり人情的にからまつてくると思うのです。だからもう少し私は、最初に申し上げましたが、新薬品の許可とか取り消とか、そういうふうな問題については第三者的に客観的に、科学的に権威のある、そういう審査機能を確立すべきじゃないかという問題点を確立すべきじゃないかと思ひます。そこで、これが一つと、それからもう一つの意見は、病理学的な、専門的なそういう検討と一緒に臨床的に、科学的に立証されるような、そういう段階を設けて、そしてそれぞれ公私の大学の病院その他が機能を果たすというふうなことになりますが、これは公私との接觸も比較的少ない、こういうところに大きな欠陥があるのであります。

○大原委員 特別部会は年に何回くらい開いておられますか。

○熊崎政府委員 大体年に四回くらい開いておるといいます。

○大原委員 特別部会の問題が、しかし特別部会の中身が、たゞえれば新薬につきましては新薬特別部会がある、あるいはサリドマイドの問題がありまし、なとき以来やつております安全性部会、いろいろな部会がありまして、部会によってはひんぱんに開かれることもある、こういうことに御了解願いたいと思います。

○大原委員 調査会は、構成員は何名でどのくらい開いておりますか。

○熊崎政府委員 大体六人くらいを主体にいたしております。

○大原委員 調査会は一番の原案をつくるのだ、こういうことです、大体六人くらいできましていくことを、それで特別部会にかける特別部会は、委員が大体二十四、五名おりますが、その二十四、五名おりますが、その二十、五名の方々で審査をしていただいきます。大体薬事審議会の構成といたしましては五十人でございます。したがいまして、常時行なわれております薬事審議会の活動といたしましては、特別部会の活動が主體であるかのように御了解いただきたいと思います。そうして特別部会で審査いたしましたのを常任部会にかけて常任部会で事実上決定しておる、こういう運営をやつておるわけであります。

○大原委員 特別部会は年に何回くらい開いておられますか。

○熊崎政府委員 大体年に四回くらい開いておるといいます。

○大原委員 特別部会の問題が、しかし特別部会の中身が、たゞえれば新薬につきましては新薬特別部会がある、あるいはサリドマイドの問題がありまし、なとき以来やつております安全性部会、いろいろな部会がありまして、部会によってはひんぱんに開かれることもある、こういうことに御了解願いたいと思います。

○大原委員 調査会は、構成員は何名でどのくらい開いておりますか。

○熊崎政府委員 大体六人くらいを主体にいたしております。

○大原委員 調査会は一番の原案をつくるのだ、こういうことです、大体六人くらいできましていくことを、それで特別部会にかける特別部会は、委員が大体二十四、五名おりますが、その二十四、五名おりますが、その二十、五名の方々で審査をしていただいきます。大体薬事審議会の構成といたしましては五十人でございます。したがいまして、常時行なわれております薬事審議会の活動といたしましては、特別部会の活動が主體であるかのように御了解いただきたいと思います。そうして特別部会で審査いたしましたのを常任部会にかけて常任部会で事実上決定しておる、こういう運営をやつておるわけであります。

○大原委員 特別部会は年に何回くらい開いておられますか。

○熊崎政府委員 大体年に四回くらい開いておるといいます。

○大原委員 特別部会の問題が、しかし特別部会の中身が、たゞえれば新薬につきましては新薬特別部会がある、あるいはサリドマイドの問題がありまし、なとき以来やつております安全性部会、いろいろな部会がありまして、部会によってはひんぱんに開かれることもある、こういうことに御了解願いたいと思います。

○大原委員 調査会は、構成員は何名でどのくらい開いておりますか。

○熊崎政府委員 大体六人くらいを主体にいたしております。

○大原委員 調査会は一番の原案をつくるのだ、こういうことです、大体六人くらいできましていくことを、それで特別部会にかける特別部会は、委員が大体二十四、五名おりますが、その二十四、五名おりますが、その二十、五名の方々で審査をしていただいきます。大体薬事審議会の構成といたしましては五十人でございます。したがいまして、常時行なわれております薬事審議会の活動といたしましては、特別部会の活動が主體であるかのように御了解いただきたいと思います。そうして特別部会で審査いたしましたのを常任部会にかけて常任部会で事実上決定しておる、こういう運営をやつておるわけであります。

○大原委員 特別部会は年に何回くらい開いておられますか。

○熊崎政府委員 大体年に四回くらい開いておるといいます。

○大原委員 特別部会の問題が、しかし特別部会の中身が、たゞえれば新薬につきましては新薬特別部会がある、あるいはサリドマイドの問題がありまし、なとき以来やつております安全性部会、いろいろな部会がありまして、部会によってはひんぱんに開かれることもある、こういうことに御了解願いたいと思います。

○大原委員 調査会は、構成員は何名でどのくらい開いておりますか。

○熊崎政府委員 大体六人くらいを主体にいたしております。

○大原委員 調査会は一番の原案をつくるのだ、こういうことです、大体六人くらいできましていくことを、それで特別部会にかける特別部会は、委員が大体二十四、五名おりますが、その二十四、五名おりますが、その二十、五名の方々で審査をしていただいきます。大体薬事審議会の構成といたしましては五十人でございます。したがいまして、常時行なわれております薬事審議会の活動といたしましては、特別部会の活動が主體であるかのように御了解いただきたいと思います。そうして特別部会で審査いたしましたのを常任部会にかけて常任部会で事実上決定しておる、こういう運営をやつておるわけであります。

○大原委員 公取というものは、問題を提起したりあるいは自分でさがして摘要したりするのだろうと思いますが、私はきょうはこの問題を提起しておきます。

それで、印象広告といふことがいわれておる。誇大広告の一つの印象広告、当たらずといえども遠からず、こういうもの、ばく然とぼつとやつてムードをつくる印象広告、これは誇大広告ですか何ですか。

○竹中政府委員 その印象広告で表示されておることが実際と違つておるということであれば、誇大広告になつてくると思います。

○大原委員 この問題は、なかなか議論しにくい問題だ。議論としてはむづかしいし、なかなか議論が起きてこなかつた問題ですが、これは私はあえてこの席上で取り上げたのであります。

しかし、問題を提起いたしましたことで私が国民の常識、良識という立場に立つて考へると、私は薬務行政にはたくさん問題が山積しておると思うのです。それで、国民の乏しいふところの中から数百億円のそういう強肝剤がどんどん出ていくといふ現象は、格別に日本人が肝臓が悪いといふことは、これは統計がありますが、肝硬変で死んだのを見ると、日本はアメリカ、イギリスよりもうんと少ないのですから、そういう日本において肝臓薬と称するものがどんどん宣伝されるということは、薬務行政 자체にいろいろ問題があるのじゃないか。したがつて私は、この問題点については後刻委員長とも御相談申し上げ、与野党の理事とも御相談申し上げ、ここに質疑応答ではつきりしないから、場

合によつては、それぞれ権威ある参考人による意見を述べてもらつて、そしていろいろ意見を述べてもらう。私も一方的な意見や宣伝をしようというつもりはありません。そして権威ある薬務行政を確立するために、国会として当然努力すべきじゃないか、これは国会の非常に大きな責任じゃないか、こういうふうに考へるのであります。したがつて、若干の今後是正すべき問題点等につきまして質問申し上げましたけれども、この問題についておざなりなことでなしに、すみやかに責任ある機会を持たれて厚生大臣は十分部内において討議をして、そしてこれについての確固たる、国民が納得できる政策をつくつてもらいたい。そういう点を最後に申し上げるわけですが、厚生大臣のそれに対する所見をひとつ明らかにしてもらいたい。

○小林国務大臣 私は、国会でこの問題が提起されたことは非常に適当である。また、われわれがこれについて十分な反省をする。また、世間の関心も、これに注いでもらう。こういうことのためにこれを質疑されたことにつきましては、私はむしろ感謝申し上げたいと思います。その気持ちで私もこの問題に取り組んでいきたい、かよう考へております。

○田口委員長 本日は、これをもつて散会いたします。

午後零時四十二分散会

昭和三十九年一月二十五日印刷

昭和三十九年一月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者　大蔵省印刷局